

# 熊本県公報

第 1 1 3 6 8 号  
平成 18 年 2 月 13 日 (月)  
(毎週 月・水・金発行)

## 目 次

**告 示**

- 道路の区域変更.....(道路総務課) 1
- 道路の供用開始.....( " ) 2
- 熊本県少年保護育成条例に基づく有害興行の指定.....(交通安全・青少年課) 2
- 上益城広域連合の処理する事務及び規約の変更の許可.....(市町村総室) 2
- 指定居宅サービス事業所の指定(訪問看護).....(高齢者支援総室) 3
- " (通所介護).....( " ) 3

**公 告**

- 定款変更認可.....(農村計画課) 3
- " ( " ) 3
- 県営土地改良事業計画の決定.....( " ) 3
- 県営土地改良事業計画の変更.....( " ) 3
- 団体営土地改良事業計画施行の適否決定.....( " ) 4
- 熊本県庁舎等警備業務委託(平成18・19・20年度).....(管財課) 4
- 県営土地改良事業計画の変更.....(農村計画課) 6
- " ( " ) 6
- " ( " ) 6
- " ( " ) 7
- " ( " ) 7
- " ( " ) 7
- 平成18年度経営事項審査の実施.....(監理課) 7

**登 載 依 頼**

- 熊本県農業振興地域整備促進協議会の開催.....(農政課) 13
- 博物館の登録.....(文化課) 13

## 告 示

### 熊本県告示第134号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成18年2月13日から60日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成18年2月13日

熊本県知事 潮 谷 義 子

#### 1 道路の種類、路線名及び区域変更する区間等

道路の種類	路線名	区域変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般国道	387号	阿蘇郡小国町大字西里字麻生鶴 2053番375地先から 同字 2053番377地先まで	前	26.0 ～ 68.0	158.0	廃道処分
			後	22.0 ～ 53.0	158.0	

#### 2 区域変更する期日 平成18年2月13日

**熊本県告示第135号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成18年2月13日から60日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成18年2月13日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用開始する区間等

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 す る 区 間	延 長 (メートル)	備 考
主要地方道	熊本菊鹿線	菊池市泗水町南田島 529番1地先から 同市泗水町田島 282番1地先まで	495.0	仮設道 設 置

2 供用開始する期日 平成18年2月14日

**熊本県告示第136号**

熊本県少年保護育成条例（昭和46年熊本県条例第30号）第7条第1項の規定により少年に有害な興行として平成18年2月3日次のように指定したので、同条第2項の規定により告示する。

平成18年2月13日

熊本県知事 潮 谷 義 子

種 別	題 名	指 定 理 由
有害指定 映画	韓流教師 下半身レッスン（新日本映像） セックス詐欺の女 濡れてよがる（新東宝） 爆乳Gカップ とろける谷間（オーピー映画） 美人女将の性欲 恥さらしなパンティ（新日本映像） 団鬼六 縄責め（日活） 若い未亡人 誰かなぐさめて（新東宝） 変態オヤジ 四十路熟女の色下着（新日本映像） 人妻 濃密な交わり（新東宝） ピンサロ嬢 優しい指と激しい舌（オーピー映画） ピンクのカーテン3（日活） SEX 相姦図 不倫まみれの人妻（新東宝） しっとり熟女 三十路の昼下がり（オーピー映画） 痴漢と奥さん 尻に欲情（新東宝） 痴漢電車 ゆれて密着お尻愛（オーピー映画） 痴漢鉄道 ムンムン巨乳号（オーピー映画） 好色ドクター 不倫のすすめ（新東宝） 犬小屋の妻 発情しました（新日本映像） 変態体位 いやらしい性生活（オーピー映画） SEX マシン 卑猥な季節（新東宝） セクシー剣法 一本ぶちこむ（新東宝） 紅い淫臭 秘密のしたたり（オーピー映画） 恥母の御不浄 それを我慢できない（新日本映像） 痴情スチュワーデス 黒タイツの太股（新日本映像） 高校教師 喪服淫行（新日本映像）	著しく性的感情を刺激し、少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

**熊本県告示第137号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定により、平成18年1月19日付けで上益城広域連合長から申請のあった上益城広域連合の処理する事務及び規約

の変更を平成18年2月3日付けで許可した。

平成18年2月13日

熊本県知事 潮 谷 義 子

**熊本県告示第138号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成18年2月13日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【訪問看護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
訪問看護ステーション蘇春堂 人吉市上青井町133番地	医療法人蘇春堂	平成18年2月2日

**熊本県告示第139号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成18年2月13日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【通所介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
デイサービスセンター東屋形 荒尾市東屋形二丁目14番地9	医療法人山田クリニック	平成18年2月3日

公 告

**熊本県公告第100号**

球磨郡湯前町幸野溝土地改良区理事長豊永郁夫から平成17年12月19日付けで申請の定款変更については、平成18年2月3日付けで認可した。

平成18年2月13日

熊本県知事 潮 谷 義 子

**熊本県公告第101号**

阿蘇郡西原村西原村土地改良区理事長加藤義明から平成17年12月6日付けで申請の定款変更については、平成18年2月3日付けで認可した。

平成18年2月13日

熊本県知事 潮 谷 義 子

**熊本県公告第102号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営上益城中央地区（上早川工区）土地改良事業（農業用道路）の計画を定めたので、同条第5項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画に異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議申立てをすることができる。

平成18年2月13日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 縦覧に供する書類の名称  
県営上益城中央地区（上早川工区）土地改良事業（農業用道路）計画書の写し
- 縦覧期間  
平成18年2月14日から平成18年3月13日まで
- 縦覧場所  
甲佐町役場

**熊本県公告第103号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき、県営末広地区土地改良事業（農業用排水施設）の計画を変更したので、同条第6項において準用す

る同法第87条第5項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画につき異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議申立てをすることができる。

平成18年2月13日

熊本県知事 潮谷義子

- 1 縦覧に供する書類の名称  
変更後の県営末広地区土地改良事業（農業用排水施設）計画書の写し
- 2 縦覧期間  
平成18年2月14日から平成18年3月13日まで
- 3 縦覧場所  
玉名市役所

#### 熊本県公告第104号

南阿蘇村よな子地区土地改良事業共同施行者緒方忠義ほか11人から認可の申請があったよな子地区土地改良事業（区画整理）の施行については、平成18年2月3日付けで適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第95条第3項において準用する同法第8条第6項の規定により公告し、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

利害関係人でこの決定に異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、知事に対して異議の申出をすることができる。

平成18年2月13日

熊本県知事 潮谷義子

- 1 縦覧に供する書類の名称
  - (1) 規約の写し
  - (2) よな子地区土地改良事業（区画整理）計画書の写し
- 2 縦覧期間  
平成18年2月14日から平成18年3月13日まで
- 3 縦覧場所  
南阿蘇村役場

#### 熊本県公告第105号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成18年2月13日

熊本県知事 潮谷義子

- 1 競争入札に付する事項
  - (1) 委託業務の名称  
熊本県庁舎等警備業務委託〔平成18・19・20年度〕
  - (2) 委託業務の内容  
熊本県庁舎等の警備業務一式（詳細は仕様書のとおり）
  - (3) 委託期間  
平成18年4月1日から平成21年3月31日まで
  - (4) 委託場所  
熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号地内
  - (5) 入札方法
    - ア 入札金額は、平成18年度から平成20年度までの熊本県庁舎等警備業務委託に要する費用とする。
    - イ 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
    - ウ 入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和39年告示第420号）の規定を準用する。
    - エ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。
- 2 入札に参加できる者
 

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

  - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
  - (2) 熊本県業務委託等に係る一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成14年6月26日熊本県告示第516号）による審査のうえ、有資格者として営業種目の設備管理業務の人的警備に登録された者で、その格付けが「A」と決定された者
  - (3) 熊本市内に本社、支店又は営業所を有する者
  - (4) 過去5年間に、国、地方公共団体（これらに類する機関及び施設を含む）又は金融機関（銀行法第2条第1項に規定する銀行）において施設常駐の警備実績を有する者
  - (5) 熊本市内の本社、支店又は営業所において、入札日現在に実務経験1年以上の常

- 勤の警備員（正社員）を20人以上有し、かつ、警備業法第23条に基づく常駐警備2級以上の資格者を3人以上有する者
- (6) 警備業法（昭和47年法律第117号）第4条に基づき熊本県公安委員会の認定を受け、又は同法第5条に基づき熊本県公安委員会へ届出を行っている者
- 3 競争入札参加資格確認申請書の提出
- 本競争入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加資格確認申請書を提出し、競争入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。
- (1) 申請書の提出期間  
平成18年2月13日から同年2月22日までの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。
- (2) 提出場所及び申請に関する問い合わせ先  
熊本県総務部管財課管理係（行政棟本館2階）  
郵便番号 862-8570 熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号  
電話番号 096-333-2090
- (3) 提出方法  
持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
- (4) 入札参加資格確認結果の通知  
入札参加資格確認の結果は、資格確認結果通知書により通知する。
- 4 入札説明書及び仕様書の交付期間及び場所
- (1) 交付期間  
平成18年2月13日から同年2月22日までの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。
- (2) 交付場所  
3（2）に記載のとおり
- 5 入札及び開札に関する事項
- (1) 入札及び開札の日時  
平成18年3月13日（月）午前10時
- (2) 入札及び開札の場所  
熊本県庁行政棟本館13階管材課分室
- (3) 入札書の提出方法  
5の（1）及び（2）記載の時間、場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、3の（2）記載の場所に平成18年3月10日の午後5時15分までに必着するよう郵送（書留郵便に限る。）すること。
- (4) 入札事務を担当する部局の名称  
3の（2）に同じ
- 6 その他
- (1) 入札保証金  
入札に参加しようとする者は、見積もった契約希望金額の100分の5以上の金額を5の（1）記載の入札の日時までに納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。  
なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、委託契約締結後還付する。
- ア 入札に参加しようとする者が入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
- イ 入札に参加しようとする者が、過去2年の間に国、地方公共団体（これらに類する機関及び施設を含む。）又は金融機関とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (2) 無効の入札  
次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。
- ア 競争入札に参加する資格を有しない者のした入札
- イ 委任状を提出しない代理人のした入札
- ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付せず、又は提供しない者のした入札
- エ 記名押印を欠く入札
- オ 金額を訂正した入札
- カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- キ 明らかに連合によると認められる入札
- ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- ケ 2以上の意思表示をした入札
- コ 民法（明治29年法律第89号）第95条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札
- サ その他入札に関する条件に違反した入札
- (3) 落札者の決定方法
- ア 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申

- 込みをしたものを落札者とする。
- イ 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を定める。この場合において、当該入札者のうち、くじを引かないものがあるときは、これに代えて入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (4) 最低制限価格
- 有
- (5) 契約書作成の要否
- 要
- なお、契約の締結期限は、落札決定の日から7日以内とする。
- (6) 契約保証金
- 契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
- なお、契約保証金は、契約上の義務を履行したときに還付する。
- ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
- イ 契約しようとする者が、過去2年の間に国、地方公共団体（これらに類する機関及び施設を含む）又は金融機関とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (7) その他詳細は、入札説明書による。

**熊本県公告第106号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき、県営鹿本北部地区（小栗工区）土地改良事業（区画整理）の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画につき異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議申立てをすることができる。

平成18年2月13日

熊本県知事 潮谷義子

- 1 縦覧に供する書類  
変更後の県営鹿本北部地区（小栗工区）土地改良事業（区画整理）計画書の写し
- 2 縦覧期間  
平成18年2月14日から平成18年3月13日まで
- 3 縦覧場所  
山鹿市役所

**熊本県公告第107号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき、県営鹿本北部地区（高野工区）土地改良事業（区画整理）の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画につき異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議申立てをすることができる。

平成18年2月13日

熊本県知事 潮谷義子

- 1 縦覧に供する書類  
変更後の県営鹿本北部地区（高野工区）土地改良事業（区画整理）計画書の写し
- 2 縦覧期間  
平成18年2月14日から平成18年3月13日まで
- 3 縦覧場所  
山鹿市役所

**熊本県公告第108号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき、県営鹿本北部地区（堂ヶ原工区）土地改良事業（区画整理）の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画につき異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議申立てをすることができる。

平成18年2月13日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧に供する書類  
変更後の県営鹿本北部地区（堂ヶ原工区）土地改良事業（区画整理）計画書の写し
  - 2 縦覧期間  
平成18年2月14日から平成18年3月13日まで
  - 3 縦覧場所  
山鹿市役所
- 

**熊本県公告第109号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき、県営鹿本北部地区（上吉田工区）土地改良事業（区画整理）の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画につき異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議申立てをすることができる。

平成18年2月13日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧に供する書類  
変更後の県営鹿本北部地区（上吉田工区）土地改良事業（区画整理）計画書の写し
  - 2 縦覧期間  
平成18年2月14日から平成18年3月13日まで
  - 3 縦覧場所  
山鹿市役所
- 

**熊本県公告第110号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき、県営鹿本北部地区（桑原工区）土地改良事業（区画整理）の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画につき異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議申立てをすることができる。

平成18年2月13日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧に供する書類  
変更後の県営鹿本北部地区（桑原工区）土地改良事業（区画整理）計画書の写し
  - 2 縦覧期間  
平成18年2月14日から平成18年3月13日まで
  - 3 縦覧場所  
山鹿市役所
- 

**熊本県公告第111号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき、県営鹿本北部地区（中小坂工区）土地改良事業（区画整理）の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画につき異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議申立てをすることができる。

平成18年2月13日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧に供する書類  
変更後の県営鹿本北部地区（中小坂工区）土地改良事業（区画整理）計画書の写し
  - 2 縦覧期間  
平成18年2月14日から平成18年3月13日まで
  - 3 縦覧場所  
山鹿市役所
- 

**熊本県公告第112号**

建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号。以下「規則」という。）第19条の6第1項及び第21条の2第1項の規定に基づき、平成18年度に熊本県が実施する建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第27条の23第1項の規定による経営事項審査（経営状況分析を除く。）の申請の時期及び方法等について、次のとおり公告する。

なお、経営状況分析の申請については、法第27条の24第1項に規定する登録経営状況分析機関が規則第19条の2第1項の規定に基づき公示する申請の時期及び方法等に従い行わなければならない。

平成18年2月13日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 申請の対象者  
熊本県内に主たる営業所を有する法第3条第1項の規定による許可を受けた建設業者
- 2 申請の対象となる審査基準日  
平成17年10月1日から平成18年9月30日まで
- 3 審査日及び審査場所等  
別添「経営事項審査日程表（以下「日程表」という。）」のとおり
- 4 審査日の予約
  - (1) 予約先  
主たる営業所を所管する地域振興局又は熊本土木事務所
  - (2) 予約の期限  
平成18年11月30日
  - (3) 予約の方法  
予約を行う審査日は、日程表のうちの決算月に対応する審査日とし、当該予約は、法第11条第2項の規定により変更届出書（営業年度終了）を提出した後に行うものとする。ただし、審査基準日が平成18年8月1日から平成18年9月30日までの者にあつては、前年度に提出した変更届出書（営業年度終了）の副本（主たる営業所を所管する地域振興局又は熊本土木事務所の受付印があるものに限る。）を持参し、平成18年11月1日から平成18年11月30日までの間に予約することができる。  
日程表のうちの予備日の予約については、熊本県土木部監理課において平成19年1月22日から受け付けるが、予備日に予約できる者は次の条件のいずれかを満たす者とする。  
ア 2の審査基準日がある建設業者で平成19年1月19日までに経営事項審査を受審しなかった者  
イ 2の審査基準日がある建設業者で平成18年10月1日以降に新たに法第3条第1項の規定による許可（業種の追加を含む）を受けた者  
ウ 民事再生法等の手続中の者
- 5 申請の方法  
経営事項審査の申請は、4により予約した審査日に、3の日程表に指定している審査場所において、6の書類を持参して行うものとする。
- 6 審査日に持参する書類
  - (1) 経営事項審査申請書（規則別記様式第25号の11）
  - (2) 経営事項審査添付書類
  - (3) その他知事が別に定める書類
- 7 経営事項審査の手数料及び納付方法
  - (1) 手数料  
熊本県手数料条例（平成12年熊本県条例第9号）第2条第1項第114号に規定する額
  - (2) 納付方法  
経営事項審査添付書類の「審査手数料印紙（証紙）貼り付け書」に熊本県証紙を貼り付けて納付するものとする。
- 8 経営事項審査の結果通知  
経営事項審査の結果通知書は、申請者に対し郵送する。
- 9 問い合わせ先  
熊本県土木部監理課建設業係  
〒862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号  
電話 096-333-2485（ダイヤルイン）



### 経営事項審査日程表

地 区	対 象 決 算 月	審 査 日			審 査 場 所
		月	日 (曜日)	開始時間	
熊 本	10月決算法人	4	11(火)、12(水)	9時から	熊本県庁 13階会議室
	11月決算法人	4	25(火)		
	個人、12月決算法人	5	16(火)、17(水)、30(火)		
		6	6(火)、20(火)		
	1月決算法人	6	21(水)		
	2月決算法人	6	28(水)		
	3月決算法人	7	4(火)、12(水)、18(火)、19(水)、26(水)		
	4月決算法人	8	17(木)、18(金)		
	5月決算法人	9	13(水)、27(水)、28(木)		
	6月決算法人	10	11(水)、17(火)、18(水)、24(火)		
	7月決算法人	11	6(月)、13(月)		
		11	20(月)、21(火)、28(火)		
	8月決算法人	12	4(月)		
12		5(火)、14(木)、15(金)			
9月決算法人	1	10(水)、18(木)、19(金)			
	4	18(火)			
宇 城	10～11月決算法人	4	18(火)	9時から	宇城建設会館
	個人、12月決算法人	5	10(水)		
		6	14(水) ※ 6月14日は1月決算法人が優先。個人、12月決算法人は、5月10日が全部予約されてから予約すること。		
	1月決算法人	6	14(水)		
	2～3月決算法人	6	29(木)		
	4月決算法人	8	31(木)		
	5月決算法人	9	12(火)		
	6月決算法人	10	3(火)、25(水)		
	7月決算法人	11	15(水)		
8月決算法人	11	29(水)			
9月決算法人	1	16(火)			
玉 名	10～11月決算法人	4	13(木)	9時から	玉名建設会館
	個人、12月決算法人	5	18(木)		
		6	13(火) ※ 6月13日は1月決算法人が優先。個人、12月決算法人は、5月18日が全部予約されてから予約すること。		
	1月決算法人	6	13(火)		
	2～3月決算法人	6	30(金)		
		7	20(木)		
	4月決算法人	8	22(火)		
5月決算法人	9	5(火)			

地 区	対 象 決 算 月	審 査 日			審 査 場 所	
		月	日 (曜日)	開始時間		
玉 名	6月決算法人	10	4(水)	9時から	玉名建設会館	
	7月決算法人	11	7(火)			
	8月決算法人	11	22(水)			
	9月決算法人	12	6(水)			
鹿 本 ・ 菊 池	10～11月決算法人	4	20(木)	9時から	菊池建設会館	
	個人、12月決算法人	5	24(水)		※ 6月22日は、1月決算法人が優先。個人、12月決算法人は、5月24日、6月7日が全部予約されてから予約すること。	鹿本建設会館
		6	7(水)、22(木)			
	1月決算法人	6	22(木)		菊池建設会館	
	2～3月決算法人	7	6(木)、25(火)			
	4月決算法人	8	23(水)			
	5月決算法人	9	14(木)			
	6月決算法人	10	12(木)、26(木)			
	7月決算法人	11	8(水)			
	8月決算法人	11	30(木)			
9月決算法人	12	7(木)	鹿本建設会館			
	1	17(水)				
阿 蘇	10～11月決算法人	4	19(水)	9時から	阿蘇建設会館	
	個人、12月決算法人	5	31(水)			※ 6月12日は、1月決算法人が優先。個人、12月決算法人は、5月31日が全部予約されてから予約すること。
		6	12(月)			
	1月決算法人	6	12(月)			
	2～3月決算法人	7	11(火)			
	4月決算法人	8	30(水)			
	5月決算法人	9	20(水)			
	6月決算法人	10	27(金)			
	7月決算法人	11	14(火)			
8～9月決算法人	12	12(火)				
上益城	10～11月決算法人	4	24(月)	9時から	矢部建設会館	
	個人、12月決算法人	5	19(金)			※ 6月9日は、1月決算法人が優先。個人、12月決算法人は、5月19日が全部予約されてから予約すること。
		6	9(金)			
	1月決算法人	6	9(金)			
	2～3月決算法人	7	5(水)			
	4～5月決算法人	9	6(水)			
	6月決算法人	10	13(金)			
	7～8月決算法人	11	16(木)			
9月決算法人	12	11(月)				

地 区	対 象 決 算 月	審 査 日			審 査 場 所
		月	日 (曜日)	開始時間	
八 代	10～11月決算法人	4	27(木)	9時から	八代建設会館
	個人、12月決算法人	5	23(火)		
		6	8(木)、23(金) ※ 6月23日は、1月決算法人が優先。個人、12月決算法人は、5月23日、6月8日が全部予約されてから予約すること。		
	1月決算法人	6	23(金)		
	2～3月決算法人	7	21(金)		
	4月決算法人	8	24(木)		
	5月決算法人	9	15(金)		
	6月決算法人	10	5(木)		
	7月決算法人	11	1(水)		
	8月決算法人	11	17(金)		
9月決算法人	1	11(木)			
芦 北 ・ 球 磨	10～11月決算法人	4	21(金)	9時から	芦北建設会館
	個人、12～1月決算法人	6	1(木)、2(金)		人吉建設会館
	2～3月決算法人	7	7(金)		芦北建設会館
	4～5月決算法人	9	7(木)、8(金) ※ 9月7日、8日の予約をする際は、原則として、4月決算法人が7日、5月決算法人が8日に予約すること。		人吉建設会館
	6月決算法人	10	19(木)、20(金)		芦北建設会館
	7月決算法人	11	2(木)		人吉建設会館
	8月決算法人	12	1(金)		芦北建設会館
	9月決算法人	1	12(金)		
天 草	10～11月決算法人	4	14(金)	10時から  (5/12、5/26) 6/16、7/14 9/22、11/10 は9時から)	天草建設会館
	個人、12月決算法人	5	11(木)、12(金)、25(木)、26(金)		
		6	15(木)、16(金) ※ 6月16日は、1月決算法人が優先。個人、12月決算法人は、5月11日、12日、25日、26日、6月15日が全部予約されてから予約すること。		
	1月決算法人	6	16(金)		
	2～3月決算法人	7	13(木)、14(金)		
	4月決算法人	8	25(金)		
	5月決算法人	9	21(木)、22(金)		
	6月決算法人	10	6(金)		
	7月決算法人	11	9(木)、10(金)		
	8月決算法人	12	8(金)		
9月決算法人	1	15(月)			

地 区	対 象 決 算 月	審 査 日			審 査 場 所	
		月	日(曜日)	開始時間		
大 臣	10～12月決算法人	4	26(水)	10時から	熊本県庁 13階会議室	
	1～2月決算法人	6	27(火)			
	3月決算法人	7	27(木)、28(金)			
	4月決算法人	9	1(金)			
	5月決算法人	9	29(金)			
	6～7月決算法人	10	30(月)、31(火)			
	8月決算法人	11	27(月)			
	9月決算法人	12	13(水)			
予備日	受審要件を満たす者	平成 19 年	3	8(木)	10時から	別途指定する 場所

## 登載依頼

## 熊本県農業振興地域整備促進協議会公告第1号

熊本県農業振興地域整備促進協議会の会議を次のとおり開催します。  
なお、当該協議会の傍聴手続は、次のとおりです。

平成18年2月13日

熊本県農業振興地域整備促進協議会  
会 長 宮 崎 暢 俊

- 1 開催日時  
平成18年2月20日（月）  
午前10時30分から12時まで
- 2 開催場所  
熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号  
熊本県庁 行政棟本館5階 審議会室
- 3 議題  
(1) 農業振興地域の指定並びに区域の変更及び指定の解除について  
(2) 市町村が定める農業振興地域整備計画の策定及び変更について  
(3) その他
- 4 傍聴者の定員  
10人
- 5 傍聴手続  
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができます。  
(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了します。
- 6 問い合わせ先  
熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号  
熊本県農業振興地域整備促進協議会事務局（熊本県農政部農政課農振係）  
（電話 096-333-2365 ダイヤルイン）

## 熊本県教育委員会告示第3号

博物館法（昭和26年法律第285号）第10条及び博物館の登録に関する規則（昭和27年熊本県教育委員会規則第7号）第7条第1項の規定により、次のとおり博物館を登録した。  
平成18年2月13日

熊本県教育委員会委員長 岡 畑 寛

施設名	所在地	設置者
阿蘇火山博物館	熊本県阿蘇市赤水1930番地1	財団法人阿蘇火山博物館 久木文化財団

